

教育行政及び教育指導の重点方針(平成22年度)

大分県教育委員会

大分県教育委員会は、今年度から、県民の皆さんに県教育委員会の姿勢や重点的な取組をご理解いただくため、「教育行政及び教育指導の重点方針」を作成します。

県教育委員会の取組は広範囲に及んでいます。新しい教職員人事評価制度の本格実施などの改革・改善策を実施し、県民の信頼を回復することはもちろんのこと、新大分県総合教育計画や中期行財政運営ビジョンに記載された事項を実施します。これらの一つ一つの取組はいずれも重要なものですが、この重点方針は、今年度、県教育委員会の教育行政及び学校教育指導において特に重点的に取り組む事項や考え方をコンパクトにまとめたものです。

今年度のキーワード「点から面へ」、「徹底」

これまでも学力向上や体力向上等で効果的な実践等は行われてきましたが、当該教員や学校から取組が広がっていかないことや、教員、学校、市町村の間で取組の温度差があること、また、必要性が分かっているにもかかわらず十分に行われていないことなどの問題点も見受けられました。

- ①県内の学校で広くやり方を共有し、学校だけでなく地域や家庭にも広めて多くの児童生徒等の学びを向上させることが重要です。このため、効果的な実践はどんどんまねて平素の授業の中で日常的に行われる必要があります。
- ②また、分かっているだけでなく、実際に行動に移して徹底して行うことが重要です。当たり前のことでもおろそかにせず徹底してやる必要があります。このように、今年度は、あらゆる取組を「点から面へ」展開し、「徹底」して行うことに主眼をおきます。

今年度の重点方針

1. 小・中学生の基礎学力の定着を徹底する。
2. 幼・小・中学生の社会性や規範意識を高める。
3. 幼・小・中学生の体力の底上げをする。
4. 高校生の大学進学力、就職力を向上させる。
5. 子どもたちの学びの機会を保障する。
6. 子どもたちの安全・安心を確保する。
7. 県・市町村・学校の意思疎通を徹底する。

1. 小・中学生の基礎学力の定着を徹底する。

- 小・中学生が確かな基礎学力を身につけることは、県民共通の願いである。新学習指導要領の全面実施（小学校23年度、中学校24年度）を控えており、さらに、「全国学力調査の結果を平成23年度に九州トップレベル（小・中学校とも現在九州6位）にする」という目標を達成するための取組期間は今年度が最後であることから、今年度は、今後の大分県の教育指導の鍵を握る年度となる。

- 先進県の取組の分析から学力向上に効果的と考えられる以下の事項は、各市町村、小・中学校等において確実に実施する。

①授業の質の向上

- ・校長の授業観察・指導の日常化や全教員による互見授業を行う。（学校）
- ・授業のねらいを明確にし、授業の最後に必ず学習内容の定着度を確認する。また、このための單元ごとの標準的なテスト問題を作成する。（県・学校）
- ・授業が非常に上手な教員を県が認定し、県内の学校を巡回して、教員の授業改善点の指導や模範授業を行う仕組みの導入を目指す。（県・市町村）
- ・模範授業の映像を収集、配付し、授業改善の指導や自己研さんに活用する。（県）

②生活習慣・学習習慣の確立

- ・学校・家庭・地域においてやるべき具体的な行動を示す大分県「学びの10箇条」や家庭学習のポイント等を示した大分県「家庭学習のススメ」を定着させ、日常的に実施する。（県）
- ・「早寝早起き朝ごはん」習慣の定着を図る。（学校・家庭）
- ・授業とリンクした宿題の提示・確認を日常的に実施する。（学校）
- ・朝読書や読み聞かせの実施などにより、読書に親しむ機会を増やし、読書習慣を確立する。（学校・家庭）

③学習のつまずきの早期解消

- ・個々の児童のつまずきを早期に解消するため、県内の小学校4・5年生の希望者全員に、夏休み期間中に習熟の程度に応じた個別指導を行う。また、学校においては、日常的に個に応じた補充学習を実施する。（県・市町村・学校）

④組織だった学校運営

- ・教職員が個として活動するのではなく、学力向上プランなどの教育目標達成に向けて、教職員が相互に連携・協力し、チームとして取り組むよう運営を工夫する。（学校）

⑤学校・家庭・地域が一体となった取組

- ・学力向上には家庭や地域との連携が効果的であることから、学校だけで取り組むのではなく、学びの教室、学校支援地域本部等も活用し、地域の人々の協力など学校の外の力を可能な限り学校に取り込む。（市町村・学校）

2. 幼・小・中学生の社会性や規範意識を高める。

●少子化、核家族化、情報化の進展により、県民の皆さんから子どもの社会性や規範意識に関して危機感を訴える声が大きくなっている。

●社会性や規範意識、自尊心等は、体験を通じて学ぶことが多いことから、学校教育の内外を通じ、地域との交流や自然体験、ボランティア活動、スポーツ、文化的な体験などの様々な体験を行うことは重要である。このため、以下の事項に重点をおいて取り組む。

①自然体験等の機会の提供

青少年の家や放課後子ども教室等を活用して、子どもたちが、自然の中での集団宿泊や多様な人々との交流を体験できる機会を増やす。(県・市町村)

②職場体験等の機会の提供

地域の商工会等から紹介された企業や老人ホーム等において、子どもたちが、職場体験やボランティア活動を体験する機会を増やす。(県・市町村・学校)

③学校における道徳教育の充実

平素の学校教育活動を通じて、公共の精神を養い、社会性の育成を図るため、道徳の時間や特別活動(学級活動や生徒会活動、学校行事等)の内容を充実する。(学校)

④家庭における子どもの役割分担

子どもの年齢や能力に応じて料理や洗濯、掃除などの生活に不可欠な体験をさせることで、自立心や社会への参加意識をはぐくむことが重要であり、幼児期から家庭における役割分担を行う。(家庭)

⑤学校教育の内外を通じた人権尊重の精神の涵養

学校教育においては、人権への配慮が態度や行動に現れるような子どもの育成に向け、人権教育の実践的なノウハウ等の各学校への周知を図る。(県・市町村・学校)

保護者が偏見を持たず、差別しない姿を子どもに示すことが重要であることから、PTA人権学習ガイドブック等を活用して、保護者を対象に研修の充実や指導者の養成を行う。(県・市町村)

3. 幼・小・中学生の体力の底上げをする。

- 全国体力調査の県全体の平均は小・中学校ともに依然として全国平均以下であり、全般的な底上げが必要である。
- 指定校の取組等によって体力が向上した事例も多く見られることから、大分県の子どもたちのポテンシャルが低いのではなく、目標を定めて向上させる取組にやや欠けている部分があると考えられる。運動をする子としない子の二極化や生活習慣の乱れ等に鑑み、日常の体力の底上げを学校教育の内外を通じ、以下の事項に重点をおいて取り組む。

①体育専科教員の成果を普及

各学校における体育の授業の質を向上するため、体育専科教員の配置による取組の成果を、配置されていない学校にも普及する。(県・市町村)

②地域との協働による運動部活動等のレベルアップ

体力の底上げには、学校だけでなく、地域の力も活用した取組が有効である。県が総合型スポーツクラブを育成して、小・中学生に身近で利用しやすいスポーツ環境を提供するとともに、学校においても、地域のスポーツ指導者等を活用して、体育の授業や中学校の運動部活動のレベルアップを図る。(県・市町村・学校)

③食育のモデル的な取組の成果の普及

子どもたちの食習慣の改善を図るため、栄養教諭を中核とした食育のモデル的な取組の成果を県内の各学校に普及する。(県・市町村)

④基本的な運動能力の向上

運動嫌いを減少させるために、運動の基本的動作(歩く、走る、跳ぶ、投げる、握る等)のほとんどが身につく幼児期から小学校低学年は、特に、遊びを通じて様々な動きを子どもたちに体験させる。(幼稚園・学校)

4. 高校生の大学進学力、就職力を向上させる。

●高校においては、生徒や保護者の希望する進学や就職をしっかりと実現できるようにすることが重要である。

●生徒が希望する大学に合格できるよう、以下の事項に重点をおいて取り組む。

①合同セミナーの開催

難関大学を目指す生徒を対象に、夏休み期間中や土日等を活用して、外部講師等によるセミナーを、受講を希望する生徒が一堂に会する形で開催する。(県)

②教員の授業力向上

外部講師による公開授業の評価・指導や中高教員による合同公開授業、先進的・専門的な指導技術を習得するための講習会への教員派遣等を行う。(県・学校)

③学校の進路指導体制の確立

教員が3年間を見通した進学指導を行えるよう、校内のリーダーを育成する。(県・学校)

●生徒が希望する企業や職業に就くことができるよう、以下の事項に重点をおいて取り組む。その際、本県の持続的発展のため、優秀な人材の確保は極めて重要であり、県内就職率を平成23年度に九州1位(現在2位)とする目標に向けて取り組む。

①就職の受け皿を拡大

学校が県内や地域の企業を知ることが大切であり、校長が率先して企業を訪問し、就職受入企業の積極的な開拓を行う。(学校)

②将来を見通した就職指導

高校3年間を通じた就職指導を実施する。特に1年生の時から三者面談を行う、先輩の体験を聞く機会を持つなど、早い段階から就職に対する意欲を喚起する。(学校)

③生徒の就職力アップ

企業の求める人材像を踏まえて、あいさつや礼儀など職業人としてのマナーや基本的な学力と専門的な知識・技術を身に付けるよう指導する。(学校)

④インターンシップの有効活用

インターンシップを卒業後の進路にどのように活かすかという明確な目的意識を持って、企業を選択するよう生徒を指導するとともに、インターンシップ受入企業からの意見や要望を学校の進路指導に反映させる。(学校)

⑤本県の産業特性に合った就職支援

本県産業の強みであるものづくり企業の見学や技術の資格取得に向けた補充学習等を行う。(県・学校)

⑥農林水産業を担う人材の育成

これからの農林水産業を担う若者には、基礎学力の向上はもとより、幅広い学習が必要である。今年度は特に、農業大学校や農業関係機関等と連携した取組を行い、農業を生かす進路に結びつくようにする。(県・学校)

5. 子どもたちの学びの機会を保障する。

- どのような家庭環境等であっても、大分県の全ての子どもたちが等しく教育を受けることができるようにすることは公教育の使命である。
- 特別支援学校に在籍する児童生徒数は増加傾向にあり、一人一人の障がいの状態は重度化・重複化している。また、小・中学校等では、発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒や特別支援学級が増加している。
このような状況に対応するため、特別支援教育の専門性を高めることを目的として以下の事項に重点をおいて取り組む。
 - ① 特別支援学校のセンター的機能の強化
特別支援学校の教員が小・中学校等を訪問して、巡回相談や研修会を実施するとともに、特別支援学校において小・中学校等の教員を対象とした授業公開等を実施する。(学校)
 - ② 教員の専門性等の向上
特別支援学校高等部や小・中学校等で特別支援教育に携わる教員の免許状取得率の向上を図り、専門性を向上させるとともに、有識者を招へいして授業研究会等を行い、特別支援学校教員の授業力向上を図る。(県・学校)
- 学ぶ意欲のある高等学校等の生徒が、保護者の経済的理由により修学の機会を失うことがないように、高等学校等育英奨学金の一般奨学金の貸付枠を拡大するとともに、入学時の一時的な学費（入学金、教科書代等）に充てるための入学支度金貸付制度を創設する。(県)

6. 子どもたちの安全・安心を確保する。

- 登下校や学校内での安全確保、いじめ・不登校や犯罪被害などから児童生徒を守り、子どもたちが安全・安心に学校生活を送れるようにすることは、子どもたちの学力や体力を向上させる取組の前提である。
- 子どもたちが安全・安心な学校生活を送れるようあらゆる事件や事故を未然に防止することを目的に、以下の事項に重点的に取り組む。

①登下校の安全確保

- ・通学路の安全点検や通学安全マップの作成、地域住民による登下校時の安全見守り活動等を行う。(学校、地域)
- ・学校支援地域本部を中心に、地域住民による登下校の安全指導、通学路の安全対策(草刈り等)を実施する。(市町村、地域)

②学校内での安全確保

- ・23年度までに県立学校の耐震化率100%を達成するため、校舎等の耐震化を重点的に実施する。(県)
- ・県教育委員会が作成した「運動部活動指導の手引」の内容を徹底することにより、部活動中の事故を未然に防止する。(県・市町村・学校)

③いじめ・不登校や犯罪被害等の防止

- ・スクールカウンセラーの配置校を拡大するとともに、資質の向上を進める。(県)
- ・21年度に作成したネットいじめ対策ガイドラインの普及徹底を図る。(県)
- ・いじめや不登校の対応をスクールカウンセラー任せにするのではなく、校長を中心に主体的・組織的な取組を徹底する。(学校)
- ・校内不登校対策委員会を定期的開催して情報の共有を図る。(学校)
- ・子どもの些細な変化を見逃さず、なるべく早めに家庭訪問を実施し、保護者との信頼関係を構築する。(学校)
- ・不登校対策の事例集を活用した教職員研修を実施する(県・市町村・学校)
- ・小1プロブレムや中1ギャップの解消のため、幼・小・中学校の教職員の情報交換や子どもの交流を行う。(県・市町村・学校・幼稚園)
- ・学校と警察との連絡制度やスクールサポーター(警察が配置する非行防止等に専門的な知識を持った非常勤職員)等の有効活用など、警察との連携協力をさらに密にする。(県・市町村・学校)

7. 県、市町村、学校の意思疎通を徹底する。

- 県教育委員会、市町村教育委員会、学校が相互に課題認識を共有し、同じ方向で取り組むことが重要である。
- 日常的に互いに「分かっているはず」と期待するのではなく、当然と考えていることも確認し合うことが必要であり、今年度は、以下の事項に重点的に取り組む。
 - ① 市町村、学校、PTA 団体等との意見交換
21年度に引き続き、県教育委員と全市町村の教育委員、小・中・高の校長会、PTA 団体等との率直な意見交換等を行う（県・市町村・学校）
 - ② 県から学校への説明
県から施策や事業内容等を説明するに際しても、思いや意図が通じやすいように、できるだけ小・中学校の校長等に直接説明するように努める。（県）
 - ③ 双方向の意思疎通
とかく県教育委員会から市町村教育委員会へ、市町村教育委員会から学校へと一方的な意思の伝達になりがちであるが、学校や市町村教育委員会から積極的な課題の提起や提案を行い、双方向の意思疎通を進めることが求められる。（県・市町村・学校）
- 学校教育は、何より学校が元気であることが重要である。学習指導や生徒指導等で成果をあげている教職員、福祉やボランティア活動に積極的に取り組んだりクラスで皆勤を継続したりしている児童生徒、毎日登下校の安全指導等に取り組んでいる地域の方々など数多くの活動状況を、県のホームページ等で紹介することや表彰等を行うことを通して、県民の皆さんに知っていただく。（県・市町村）